

特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令案新旧対照条文

特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年^{内閣府}法律^{財務省}第百九号）

改正案	現行
<p>（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）</p> <p>第四十四条 特別振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（短期社債等の発行残高に係る情報の提供）</p> <p>第四十四条 特別振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債及び短期外債（以下この条において「短期社債等」という。）について、次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。ただし、当該短期社債等の取得の申込みの勧誘が私募（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）により行われる場合については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p>

